末の松山		
籬が島		
金鶏山		
高館		
さくら山		
本合海		
三崎（大師崎）		
象潟及び汐越		
親しらず		
有磯海		
那谷寺境内（奇石）		
道明が淵（山中の温泉）		
大垣船町		
川湊		

○文部科学省告示第百七十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
末の松山			
籬が島			
金鶏山			
高館			
さくら山			
本合海			
三崎（大師崎）			
象潟及び汐越			
親しらず			
有磯海			
那谷寺境内（奇石）			
道明が淵（山中の温泉）			
大垣船町			
川湊			

○文部科学省告示第百七十七号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる天然記念物に同表下欄の地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
川平湾及び於茂登岳	平成九年文部省告示第百六十六号	沖縄県石垣市字平得大俣 同　字名蔵シーラ原	一二七三番一 一三五五番八三のうち実測五五六二一一〇・六四平方メートル
		同　字崎枝高田	一三〇番一、一三〇番三
		同　字川平前嵩	一二八七番一
		同　字宮良ンタナーラ	二四三〇番一
			備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び石垣市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第百七十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十月七日

文部科学大臣　下村　博文

上欄 名称	上欄 関係告示	下欄 所在地	下欄 地域
野神の大センダン	昭和三十二年文化財保護委員会告示第四十二号	徳島県阿波市阿波町野神	二番六 徳島県阿波市阿波町野神二番六に西接し同二番六と同三番一に挟まれるまでの水路敷のうち実測一・三九平方メートルを含む。 備考　水路敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を徳島県教育委員会及び阿波市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

名称	所在地	地域
七里岩	山梨県韮崎市上祖母石	一〇四三番一、一〇四三番二
山水園庭園	山口県山口市下宇野令字下向山 同　緑町	二九番 一〇五七番二、一〇五八番、一〇五九番、一〇六〇番、一〇六一番、一〇六二番、一〇六三番、一〇六四番一、一〇六四番二、一〇六四番三、一〇六四番四、一〇六四番五、一〇六五番、一〇六六番、一〇八九番、一〇九〇番、一〇九〇番二、一〇九一番三
御神崎	沖縄県石垣市	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第XVI座標系を基準とする七五地点（X＝マイナス一七一二四四・四一メートル、Y＝七五九九・一二二メートル、七六地点（X＝マイナス一七二六〇四・〇二三メートル、Y＝七七四二・九六九メートル）、四四地点（X＝マイナス一七一五六〇・一一八メートル、Y＝七八五二・七三一メートル）、四五地点（X＝マイナス一七一五二・七六八〇メートル、Y＝七九九〇・四七七メートル）、四六地点（X＝マイナス一七一五〇・八六六メートル、Y＝七九八七・一六二メートル）、四七地点（X＝マイナス一七一四二〇・八四七メートル、Y＝七九七七・二一〇メートル）、四八地点（X＝マイナス一七一四〇〇・〇九三八メートル、Y＝七九六九・六〇〇メートル）、四九地点（X＝マイナス一七一二九一・四一四メートル、Y＝七九六七・四三七メートル）、五〇地点（X＝マイナス一七一三二一・九九七一七一三八・九四四三メートル、Y＝七九七六一・九四七一メートル）、五一地点（X＝マイナス一七一三二一・七四七地点（X＝マイナス一七一〇六六・一四〇メートル、Y＝八〇四四・七九〇メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。 備考　地域に関する実測図を沖縄県教育委員会及び石垣市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。